

ラムサール条約国別報告書

ラムサール戦略計画 総合目標1：条約の加盟国を世界中に広げる。

実施目標1.1：2002年までに少なくとも150の締約国の加盟を確保するよう努力する。

行動1.1.1：特に締約国の少ない地域の国々や、重要な湿地資源及び二つ以上の国にまたがる湿地資源（共有される種を含む）、またはそのいずれかを持つ国々に、条約への加盟を募る。

- ・アフリカ、中央アジア、中東及び小島嶼開発途上国ではまだ不足が見られる。
- ・世界目標：第8回締約国会議までに締約国を150ヶ国にすること。

－貴国は1以上の非締約国と隣接するか、定期的な関与があるか、あるいは政治的な話し合いの場を持っていますか？（はい/いいえ） はい

－「いいえ」の場合、1.1.2に進んで下さい。

－「はい」の場合、それらの非締約国の加盟を促進するための行動がとられましたか？

（はい/いいえ） はい

－「はい」の場合、その行動は成功しましたか？（はい/いいえ） はい。日本は、ミャンマーにおいて森林省と共同で、1999年より国内湿地目録作成のための調査を実施し、ミャンマーの条約批准にむけた取組を支援しており、この結果、ミャンマー国内において、ラムサール条約への加盟にむけた所要の作業が進められているところ。

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

アジア地域の非締約国のラムサール条約への加盟を支援、奨励すること。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 外務省及び環境省

行動1.1.2：地域会合とその活動、そして国際団体パートナーの地域事務所を通し、条約への加盟を促進すること。

- ・COP6以降締約国数が大きく増えたのは、多くの国々、条約事務局、国際団体パートナーによる条約加盟促進への取組の成果でもある。
- ・これらの取組は今後も継続され、上記の優先地域及び小島嶼開発途上国を中心に展開されることになる。

－貴国は常設委員会のメンバー国ですか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合は2.1.1に進んで下さい。

－「はい」の場合、貴国の属する地域または小地域の非締約国に対し、条約に加盟するよう奨励する行動をとりましたか？（はい/いいえ） はい

－「はい」の場合、それらの行動は成功しましたか？ はい。1.1.1を参照。

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

アジア地域の非締約国のラムサール条約への加盟を支援、奨励すること。
－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：外務省及び環境省

ラムサール戦略計画 総合目標2：条約の適正な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることにより、湿地の適正な利用を達成する。

実施目標2. 1：適正な利用ガイドラインが確実に適用されるように、総ての締約国において、国レベル、あるいは超国家レベル（例・EU等）の法制度、機構、方法を見直し、必要であれば修正する。

行動2. 1. 1：法制度と実施状況の見直しを行い、COPへの国別報告書で適正な利用ガイドラインがどのように適用されているかを示す。
・これは次の3年間に実施する優先事項の一つである。これらの取組みにおいては、「法制度の見直しに関するガイドライン（決議VII. 7）」が参考になる。
・世界的目標：第8回締約国会議までに、少なくとも100の締約国が湿地に関連した自国の法律と制度を包括的に見直すこと。

－貴国はすでに湿地に関する法律及び制度の見直しを行いましたか？（はい/いいえ）

はい/いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 日本では、湿地の適正な利用及びその保全に関する法律として、自然環境保全法、河川法などの多くの法律が存在しており、それぞれの法を所管する関係省庁が、必要に応じて個別に法制度の見直しを行っている。近年の湿地保全に関する法制度見直しの概要は以下に示すとおりである。なお、法改正にあたっては、必要に応じて関係省庁間の協議が行われている。また、ラムサール条約の履行に関する関係省庁の意見交換の場として、ラムサール条約関係省庁連絡会議が設置されている。

－もし見直しが予定されている場合、予定されているタイムフレームを示して下さい。該当なし

－見直しが完了している場合、その見直しは条約の履行を支援するための法律の改正や制度の変更につながりましたか？（はい/いいえ） はい

－「いいえ」の場合、これらの改正を行うことを阻害したものは何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、そして法律や制度の変更が行われた場合、その概要を記述して下さい。

・環境影響評価法を制定し、環境影響評価制度の充実を図った。(1997年)

・河川法を改正し、法の目的として、治水・利水に加え、河川環境の整備と保全を位置付けた。(1997年)

・食料・農業・農村基本法の成立により、自然環境保全等の農業の多面的機能の発揮を位置付けた。(1999年)

・海岸法を改正し、法の目的として、環境の保全を追加した。(1999年)

・港湾法を改正し、法の目的として、環境保全への配慮を追加した。(2000年)

・漁港漁場整備法を改正して、環境との調和への配慮を目的に追加した。(2001年)

・土地改良法を改正して、土地改良事業の施行原則として、環境との調和への配慮を追加した。(2002年)

・森林・林業基本法の成立により、森林の多面的機能の発揮を明確化した。(2001年)

・水産基本法の成立により、水産資源が生態系の構成要素であることを明確化した。(2001年)

＊注）これらの見直しは、「法制度の見直しに関するガイドライン」（決議VII・7）に沿って行われたものではない。

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

湿地の適正利用と保全に関する法律と制度を必要に応じて見直すこと。また、河川など湿地における自然再生事業を促進すること。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 環境省及びその他の関係省庁

行動2. 1. 2：国家環境行動計画や国家生物多様性戦略、国家自然保護戦略といった他の国家的な保全計画策定の明確な構成要素の一つとして、または独立した政策として、国家湿地政策を策定するよう、一層の努力を促す。

・湿地保全とその賢明な利用がより広い国家環境及び水政策に統合されること同様に、国家湿地政策の策定と施行は、今後も条約におけるもっとも優先順位の高い行動の一つであり続ける。「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」（決議VII. 6）がこれらの取組の参考となる。

・世界的目標：COP8までに少なくとも100ヶ国の締約国が国家湿地政策を、あるいは適切な場合は、総ての湿地関連政策/戦略と計画を整合させることを承認した文書を有すること。そして総ての締約国が、国の環境及び水政策や計画に湿地への配慮を組み込んでいること。「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」（決議VII.18）がこれらの取組の参考となる。

－貴国は、条約の規定を履行しようとする政府の意志の総合的な表明であるところの適切な国家湿地政策（又は類似の施策）を策定していますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その策定を阻害するものは何ですか？ 該当なし

－そのような政策の策定が予定されている場合、そのタイムフレームを示して下さい。該当なし

－貴国は、ラムサール条約における義務の履行について、関連する政策（生物多様性国家戦略、国家環境行動計画、水資源政策、河川流域管理計画等）を考慮しながら実施していますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、簡単に詳細を記述して下さい。

○2002年3月に策定された新・生物多様性国家戦略では、生物多様性の意味について、人間の生存基盤、安全性の保障、有用な価値の確保、文化の根源という4つの理念からとらえ、以下の7つの提案を行った。これらのなかで湿地保全に関わる理念や目標、行動が掲げられている。

- (1) 絶滅防止と生態系の保全
- (2) 里地里山の保全
- (3) 自然の再生
- (4) 移入種対策
- (5) 長期モニタリング
- (6) 市民参加・環境学習
- (7) 国際協力

具体的には、生物多様性国家戦略の第3部第2章第3節には、特に湿地保全に関する行動が独立して記載されており、生物多様性保全上重要な湿地について保全を基本とすること、河川生態系の保全・再生・修復を進めること、干潟や藻場、サンゴ礁など浅海域の保全・再生及びネットワークの形成等が提示されている。また、その実施にあたっては、閣議決定がなされている環境基本計画の基本的な方向に沿って行うこととしている。本戦略に基づくわが国の湿地保全の取組としては、以下の主な活動が含まれている。

- 湿地に関する情報の収集整備

- ・自然環境保全基礎調査による干潟・藻場等湿地の分布や生物相の把握
- ・ガンカモ類、シギ・チドリ類の全国渡来状況調査
- ・シギ・チドリ類重要渡来地目録（1997年）、国内重要湿地目録の作成（2001年）

- 湿地環境の保全・回復

- ・保護地域の設定や環境影響評価等による湿地の保全
- ・釧路湿原における自然再生事業の実施(2002年～)

- 国際協力

- ・アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づくシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の重要生息地ネットワークの構築の推進(1996年～)、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ等絶滅のおそれのある種の調査・保全行動計画の策定(2001年～)
- ・国際湿地保全連合との共同によるアジア湿地目録作成事業の実施、ミャンマーにおける国内湿地目録作成支援（1999年～）
- ・国際協力事業団「湿地環境及び生物多様性保全」研修コースの実施（1999年～）による途上国担当職員等の能力養成 など

○河川法改正に基づく河川整備計画策定において、学識経験を有するものや関係住民の意見を聴取し、河川流域の環境管理として湿地保全をとり込むとともに、自然再生事業を促進する。

－貴国は、潮間帯湿地に影響を及ぼす政策について、見直し、また適当な場合について、変更を行いましたか？（決議Ⅶ. 21 対応）（はい/いいえ）

はい/いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 潮間帯湿地に影響を及ぼす政策や計画について、必要に応じて見直しや変更が行われている。近年何らかの見直しが行われた事例を以下に示している。なお、有明海など、わが国の代表的な潮間帯湿地に関し、湿地に影響を及ぼす政策や計画の見直し・変更がその途上にある、あるいは行われていない事例も存在する。これらについても、今後、各関係機関、専門家などの意見などを踏まえながら、必要に応じて政策や計画の見直し・変更を図っていく。

－「はい」の場合、見直しの結論は何でしたか？そして、それを踏まえて行われた行動は何ですか？

- 藤前干潟（伊勢湾）、三番瀬（東京湾）においては、それぞれ廃棄物最終処分場の設置計画や用地造成計画が見直され、自然環境の保全を図ることが検討されている。
- 荒川河口部における河口干潟の保全対策の実施。
- 中海本庄工区の干陸中止が決定された(2000年)。

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

生物多様性国家戦略の一部として、わが国の湿地に関する政策を明らかにすること。国の政策・計画に湿地への配慮を組み込むこと。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

実施目標 2. 2：総ての締約国において、土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定、その他総ての環境計画策定や管理に関する、国家、都道府県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全そして適正な利用を統合する。

行動2. 2. 2：国家、都道府県、地方の土地利用計画策定に関わる文書や活動において、また総ての関連部門及び予算配分に関する条項に、湿地を含めることを促す。

- ・広域の景観及び河川流域・沿岸域の利用計画において、統合された部門横断的アプローチの湿地管理を達成することも、次の3年間における最優先事項の一つである。
- ・世界的目標：COP8までに、総ての締約国が河川流域及び沿岸域の統合要素として湿地管理を考えることを促進し、積極的に実施し、さらに、これらの行動からどのような成果があがったかについての詳細な情報をCOP8のための国別報告書に記すこと。

－貴国は統合的な河川流域及び海岸管理の手法(approach)を実施していますか？

(はい/いいえ)

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－統合的管理手法が貴国の一部で実施されている場合、それらが貴国の表面積に対して占めるおおよそのパーセンテージを示して下さい。

約2% (鶴見川、新河岸川、釧路川など)

－「はい」の場合、湿地は統合的管理手法において特別な配慮を受けていますか？

(はい/いいえ)

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－貴国は、「河川流域管理における湿地の保全及び適正な利用の統合のためのガイドライン」(決議VII. 18)を実施するための特別なパイロットプロジェクトを行っていますか？

(はい/いいえ)

はい

－「はい」の場合、簡単にそれらを記述して下さい。

自然再生事業により、釧路川、荒川、四万十川においてパイロットプロジェクトに着手。また、ラムサール登録湿地である釧路湿原に関しては、行政・学識者、NGOで構成される委員会において湿地保全のための以下の12の施策が示されている。

(1) 水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止

(2) 植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上

(3) 湿原の再生

(4) 湿原植生の制御

(5) 蛇行する河川への復元

(6) 水環境の保全

(7) 野生生物の生息・生育環境の保全

(8) 湿原景観の保全

(9) 湿原の調査と管理に関する市民参加

(10) 保全と利用の共通認識

(11) 環境教育の推進

(12) 地域連携・地域振興の推進

－国内における行動と目標に関する提言の内容：河川流域における統合的管理を推進する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：国土交通省

実施目標2. 3：適正な利用に関するガイドラインと追加手引きの適用を拡大し、これまで扱われなかった具体的問題に関しても締約国に助言をし、現在行われている最良の実施例を提供する。

行動 2. 3. 1: 適正な利用の追加手引きの適用を、他の機関と協力して、油流出防止や除去作業、農業による水質汚染、都市廃棄物や産業廃棄物といった特定の問題にまで拡大する。

- ・世界的目標: COP7の後、条約事務局は他の適切な協力者とともに、COP7の分科会の成果に基づいて、賢明な利用ハンドブック・シリーズを制作すること。

— 貴国は、条約がガイダンスを策定するにあたって役立つと思われる、以下に関する湿地管理の情報源がありますか？

- ・油汚染の防止と浄化 (はい/いいえ) はい
- ・農地土壌の流出 (はい/いいえ) いいえ
- ・都市・産業廃棄物 (はい/いいえ) いいえ
- ・移入種 (はい/いいえ) いいえ
- ・その他の関連する側面 (高速道路デザイン、水産養殖等) (はい/いいえ) いいえ

「はい」の場合、記述して下さい。該当なし

— それぞれのケースにおいて、回答が「はい」の場合、それらの情報は「適正利用情報センター」のために、ラムサール条約事務局に提供されましたか？ (はい/いいえ) いいえ
追加コメントがあれば記述して下さい。

— 国内における行動と目標に関する提言の内容：

ラムサール条約履行上の良き事例となる湿地管理の情報について、入手できる場合、収集及び提供を図る。

— これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

行動 2. 3. 2: 既存のガイドラインと追加手引きが効果的に適用された例を公表する。

- ・この種の資料を入手できる様にするのを促し、改善することは「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議VII. 9)における優先事項の一つである。
- ・世界的目標: COP8までに、締約国やその他の機関から条約事務局に提供された文献や出版物の中から適切なものを500種類、賢明な利用資料センターに載せること。

— 上記の質問に加えて、貴国は第7回締約国会議において採択された普及啓発プログラム(決議VII. 9)により要請されたとおり、湿地管理政策に関する情報材料の見直しを行いましたか？ (はい/いいえ)

いいえ

— 「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

優先度が低いため総ての情報に係る見直しは実施していないが、関係省庁、団体等の関連する取組について適宜情報を収集している。

— 「はい」の場合、その情報の写しはラムサール事務局に提出されましたか？

(はい/いいえ) はい

— 「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

— 国内における行動と目標に関する提言の内容：

既存のガイドライン等が効果的に適用された湿地管理事例について情報を収集、公表する。

— これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

実施目標 2. 4: 環境計画策定のために、湿地の恩恵と機能に関する経済評価を提供する。

行動2. 4. 1: 湿地の恩恵と機能の経済評価を示す文書と方法論を開発し、広い範囲への普及と適用を促進する。

- ・この活動のためのガイドラインが完成すれば、今後3年間の優先順位の高い分野となる。
- ・世界的目標: COP8までに、総ての締約国は湿地のサービス、機能、恩恵の経済評価を、影響評価と湿地に関する意思決定プロセスに組み込むこと。

— 貴国政府は、湿地に影響を与える計画決定の支援及び影響評価の一部として準備されるべく、湿地の価値と機能の経済的評価を求めていますか? (はい/いいえ)

いいえ

— 「いいえ」の場合、その理由は何ですか?

湿地のサービス、機能、恩恵については、科学的に精度良く定量化する手法等が未確立であるため。

— それが総ての事例ではなく、一部の事例について適用される場合、総ての事例において適用されるための、予定されるタイムフレームを示して下さい。 該当なし

— 「はい」の場合、経済的評価の環境影響評価への導入は、湿地が特別な配慮を受けるか、保護されることに寄与しましたか? (はい/いいえ) 該当なし

— 国内における行動と目標に関する提言の内容:

湿地環境が経済的価値を有することに鑑み、そのサービス、機能、恩恵の経済評価の手法につき学会を含む関係者・機関における方法論取得を促し、また、関連する研究・実践例の情報収集を行う。さらに、その結果を踏まえて、必要に応じ影響評価及び湿地に関する意思決定プロセスへの導入の可能性を検討する。

— これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称: 環境省及びその他の関係省庁

実施目標2. 5: 湿地に特に影響を及ぼす可能性のある開発案件や土地利用・水資源利用の変更に関して、また特に登録湿地でその生態学的特徴が「技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、変化するおそれがある」(ラムサール条約第3条2)ものについては、環境影響評価を実施する。

行動2. 5. 2: 湿地に影響を及ぼす可能性を持つ開発案件や、土地利用・水資源利用変更の結果、生態学的特徴に変化が起こるおそれのある登録湿地では、(湿地の恩恵と機能の経済評価を十分に考慮しながら) 確実に環境影響評価を実施するようにし、またその結果をラムサール条約事務局に通知し、関係当局がその結果を十分に考慮するように図る。

- ・世界的目標: 今後3年間で、締約国はこのような状況においては必ず環境影響評価を実施し、条約事務局に問題と環境影響評価の結果を報告すること。

— 貴国のラムサール登録湿地において、提案されている開発や土地・水資源利用の変化の結果、生態学的特性の変化が起これと考えられるような総ての事例について、環境影響評価が行われていますか? (はい/いいえ)

いいえ

— 「いいえ」の場合、その理由は何ですか?

日本のラムサール登録湿地は、その総てが国立・国定公園特別地域あるいは/及び国設鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。この地域内では、自然公園法、鳥獣保護法等の関係法令の規定に基づいて開発行為が規制され、適切に保全が図られている。また、環境影響評価法に基づき、一定規模以上の環境に著しい影響を与える恐れのある開発事業について環境影響評価を行うこととされている。

－「はい」の場合、それらの環境影響評価は、あらゆる環境上、社会上、経済上の価値を考慮して行われていますか？（はい/いいえ）

該当なし

－また、その環境影響評価の結果はラムサール条約事務局に通知されていますか？（はい/いいえ）

該当なし

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

ラムサール登録湿地において、環境影響評価法をはじめ関連法令の規定に従い、必要に応じて環境影響評価を実施する。さらに、その結果についてラムサール条約事務局に通知する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

行動 2. 5. 3：開発案件や土地利用・水資源利用の変更のために、特に湿地資源への悪影響が起る恐れのあるその他の重要な地域についても、環境影響評価を実施する。

・世界的目標：COP8までに、総ての締約国は湿地に影響を及ぼす可能性の有る総ての行動に対し、環境影響評価の実施を法的に義務付け、この件に関してどのような進展があったかを、COP8の国別報告書で詳細な報告を行うこと。

－貴国において、湿地域が（ラムサール登録湿地であるか否かに関わらず）提案されている開発や土地・水利用の変化によって、悪影響を被る可能性がある総ての事例について、環境影響評価が求められていますか？（はい/いいえ）

いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

わが国では、環境影響評価法に基づき、一定規模以上の環境に著しい影響を与える恐れのある開発事業について環境影響評価を行うこととしている。ただし、小規模の開発事業等については、同法による環境影響評価の対象外となる。そのほか、自然公園法等の関連法規に基づき、必要に応じて環境影響に関する調査が実施されている。

－「はい」の場合、それらの環境影響評価は、あらゆる環境上、社会上、経済上の価値を考慮して行われていますか？（決議VII. 16 関連）（はい/いいえ）

いいえ

－環境影響評価は、地域の関係者が含まれるよう透明かつ参加型のやり方で実施されていますか？（決議VII. 16）（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

ラムサール登録湿地であるか否かに関わらず、湿地に関して、環境影響評価法をはじめ関連法令の規定に従い、必要に応じて環境影響評価を実施する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

行動 2. 5. 4：開発案件あるいは土地利用・水資源利用の変更による影響を評価するときには、（都道府県や地方レベル、並びに集水域あるいは沿岸域のレベルでの）「統合的環境管理」や「戦略的環境影響評価」を考慮する。

－貴国は、上記の特定のプロジェクトに関する影響評価に加えて、湿地に悪影響を及ぼすであろう総ての国家計画、プログラム及び政策について、見直しを行っていますか？

いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

「統合的環境管理」や「戦略的環境影響評価」については未だ実施されていないが、関連

- する検討が「提言の内容」に示すとおり進められている。
- －「はい」の場合、その見直しは国家湿地政策やそれに類する施策の準備の一部として実施されましたか？（はい/いいえ） 該当なし
 - －あるいは、その他の国家政策や計画の一部としてですか？（はい/いいえ） 該当なし
 - －「はい」の場合、内容を記述して下さい。 該当なし
 - －国内における行動と目標に関する提言の内容：

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策についても、環境の保全に配慮することが必要である。上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性の検証を行う。それを踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドライン作成を図る。

このような検討や取組の状況を見つつ、必要に応じて制度化の検討を進める。上位計画や政策に対する環境配慮として、内容や制度に差異はあるが、諸外国で「戦略的環境アセスメント」と呼ばれる仕組みや、わが国の一部地方公共団体において上位計画等における環境配慮の取組が開始されており、これらも参考にして検討を行なう。
 - －これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

実施目標 2. 6：復元や機能回復の必要がある湿地を特定し、必要な対策を実施する。

- 行動 2. 6. 1：復元あるいは機能回復の必要がある湿地を特定するため、地域あるいは国の科学的な湿地目録（勧告 4. 6）を用いるか、モニタリングを実施する。
- ・このような目録の完成は、条約にとって今後も優先分野であり続ける。
 - ・世界的目標：復元／機能回復の目録がCOP8までに少なくとも50カ国の締約国で作られること。

- －貴国は、復元あるいは回復すべき湿地の優先度を特定するための評価を行いましたか？（はい/いいえ）

いいえ
- －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

わが国では、復元・回復が必要な状況にある湿地において、自然再生のための具体的な取組を先駆的に始めたところである。なお、全般的な目録の作成については実施していないが、必要に応じて、湿地復元・回復が必要かつ実施可能な地域を特定していく。

－それが貴国の一部でのみ実施された場合、その地域又は河川流域を示して下さい。

釧路川、荒川、四万十川においてパイロットプロジェクトに着手している。
- －「はい」（評価が完了している）の場合、その復元、回復の実施のための行動がとられましたか？（はい/いいえ） 該当なし
 - －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし
 - －「はい」の場合、詳細を記述して下さい。 該当なし
- －国内における行動と目標に関する提言の内容：

湿地の復元・回復の先駆的な事例として、乾燥化しつつある湿地環境の保全のために要因検討を行った上で、釧路川における直線化した川の再蛇行化、また、渡良瀬遊水地における地盤の一部掘り下げなどをはじめ、湿地生態系の再生事業を企画、実施する。また、それらの成果を今後の施策に活用する。
- －これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：

環境省、国土交通省及び農林水産省

行動 2. 6. 2: 失われた湿地または機能が劣化した湿地を、復元そして機能回復するための方法論を提供し実施する。

- ・このテーマについてはかなりの情報があるが、希望に応じて利用できるようにはなっていない。
- ・世界的目標: 今後3年間の優先事項としては、条約の賢明な利用資料センターに適切なケーススタディや方法論に関する情報を加えること。

— 貴国は湿地の復元又は回復に係る情報を持っていますか? (はい/いいえ)

はい

— 「はい」の場合、その情報は「適正利用情報センター」及び科学技術検討委員会ワーキンググループによる検討のために、ラムサール事務局に提供されましたか? いいえ

— その情報が提供されていない場合、その理由は何ですか?

現段階では、特定の湿地についてその復元に係る技術的検討を開始したところであり、まだ明確な結論が出ていない。

なお、湿地の再生に関する事例として、三番瀬において、湿地の保全再生に関する今後の取組を議論するため、地元住民、地方自治体、NGO等の参加のもとに三番瀬再生計画検討会議が設置されている。

— 国内における行動と目標に関する提言の内容:

湿地の復元及び回復のためのケーススタディや方法論について関連情報の収集、検討、提供を行う。

— これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称: 環境省、国土交通省及び農林水産省

行動 2. 6. 3: 破壊された湿地または機能が劣化した湿地、特に主要な河川系または高い自然保護上の価値を有する地域(勧告4.1)において、湿地の復元・機能回復プログラムを確立する。

- ・条約は、水路や沿岸環境の「健全性」と生産性を促進あるいは維持することにつながるような、湿地の復元と機能回復を今後も促進していく。
- ・世界的目標: COP8までに、優先的に復元あるいは機能回復する必要のある湿地を、総ての締約国が特定し、少なくとも100ヶ国でプロジェクトが実施されること。

2. 6. 1 参照

実施目標 2. 7: 湿地の保全及び賢明な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けた上での積極的な参加、特に女性の参加を奨励する。

行動 2. 7. 1: 湿地の管理に地域住民そして先住民の参加を得るという、勧告6.3を実施する。

- ・世界的目標: 今後の3年間は、上記ガイドラインの実施が条約の最優先事項の一つとなる。COP8までには総ての締約国が、地元の利害関係者による湿地管理を促していること。

— 貴国は、湿地管理への地域社会及び先住民の関与を積極的に促進していますか?

(はい/いいえ)

はい

— 「いいえ」の場合、その理由は何ですか? 該当なし

－「はい」の場合、とられた特別な行動を記載して下さい。

事例を以下のとおり示す。

- ・湿地を含む生態系を保全するため、鳥獣保護区や自然公園、国有林野の保護林等の保護地域を設定し、当該地域の保全管理計画を策定する場合には、一般市民等の意見を広く聴取している。
- ・国内ラムサール委員会のメンバーとして登録湿地に係る地方自治体代表の参加を要請している。
- ・自然公園内等の湿地における美化清掃、普及啓発等を行うボランティアの活動への支援を行っている。
- ・河川における自然再生事業では、計画の策定段階、事業の実施段階及び事業実施後の管理段階において、NP0や住民との意見交換及び協働による連携を図る。
- ・三番瀬の保全・再生に関して、地元住民の代表を構成員に含む三番瀬保全計画検討会議が設置され、今後の方針について議論が進められている。

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

湿地管理に地域社会の参加を得るための所要の取組を促進する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁、関係自治体

行動 2. 7. 2：湿地の生態学的特徴をモニターするため、湿地の管理者そして地域住民が総てのレベルで協力して仕事を進めることを奨励する。こうすることで、管理ニーズや湿地に対する人間の影響への理解が深まる。
「ラムサール条約普及啓発プログラム」は、このような地域社会の参加を、条約の教育及び能力向上のための道具として、優先順位の高い事項とすることを求めている。

－貴国政府は、ラムサール湿地及びその他の湿地の状況のモニタリングについて、管理者及び地域社会を積極的に支援し、奨励していますか？（はい/いいえ）

はい・いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 管理者によるモニタリングの実施を推進しているが、地域社会によるモニタリング実施の支援・奨励についてはその方策や可能性を検討中である。

－「はい」の場合、それには管理者及び地域社会の両方が含まれていますか？（はい/いいえ）

はい

－また、そのようなモニタリングが実施されている場合、その成果は管理計画に利用されていますか？

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

管理者及び地域社会の参画を得た湿地の生態学的状況のモニタリングの実施を奨励し、その結果を踏まえ適宜計画の見直しを行う。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省、その他の関係省庁及び関係自治体

行動 2. 7. 3：特に登録湿地において、湿地管理委員会を設立し、湿地管理に地域社会の参画を求める。委員会には、地域の利害関係者や土地所有者、管理者、ディベロッパーそしてその他の利益団体、特に女性グループの代表者を入れる。
・世界的目標：少なくとも100カ国の締約国で登録湿地管理委員会が活動し、そこにNGOの代表が参加していること。

－貴国には湿地管理委員会が設置されていますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、そのような委員会が設置されている湿地の数を記述して下さい。

ラムサール登録湿地である釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖、谷津干潟、片野鴨池、伊豆沼・内沼において、地域自治体の参画による保全管理に関する協議会が存在する。

また、登録湿地ではないが、千葉県の三番瀬においては、今後の三番瀬の保全と再生について議論するため、行政機関、利害関係者、NGO等が参画する三番瀬再生計画検討会議が設置された。（2002年）

－また、それらのうちラムサール登録湿地の数は？

6箇所（ラムサール登録湿地の全体数は11ヶ所である）

－また、それらの委員会のうち、地域関係者が代表として参画しているものはいくつありますか？

7箇所

－さらに、女性団体が代表として参画している委員会の数は？

なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

特にラムサール登録湿地において、地域の自治体、利害関係団体、（及び女性の代表）の参画による保全管理のための協議会の設立と活動を奨励する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省、その他の関係省庁及び関係自治体

行動2. 7. 4：湿地の保全と賢明な利用について、先住民や地域社会が持つ伝統的な知見そして管理のやり方を認識し、適用する。

- ・世界的目標：これは今後の3年間で取り組んでいく。可能であれば、この分野での取組を既にはじめている生物多様性条約及び砂漠化防止条約とのパートナーシップで取り組んでいくこと。

－貴国政府は、伝統的知識や管理事例の適用について認めるための特別な努力を行っていますか？

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、それらの伝統的知識がどのようにして認識され、また実施されたか、その詳細を記述して下さい。

事例は以下のとおり。

・ラムサール登録湿地である片野鴨池周辺は、300年以上前から夏は周辺の水田の灌漑用水池として利用し、冬は水を溢れさせてガンカモ類の生息環境を作り出すことによって、狩猟場として維持されてきた。ラムサール条約登録(1993)以降、その伝統的なワイズユーズの手法の有効性が認識されるとともに、関係者の連絡協議会が設置され、管理や保全活動が進められている。

・琵琶湖においては、昔から伝統的な手法によるアユやニゴロブナ漁が行われ、湿地の適正な利用と保全が進められてきた。また湖畔のヨシは、過去に伝統的な建築材等として利用されてきており、また、景観保全上重要であることから、ヨシ群落保全条例などの保全措置が講じられている。

・渡良瀬遊水地では、ヨシ焼きによる湿地の保全管理を実施している。

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

地域社会が持つ伝統的な知見や管理手法を認識し、適切な場合にはそれを適用する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省、その他の関係省庁及び関係自治体

実施目標 2. 8：湿地の保全と賢明な利用への民間企業の参加を奨励する。

行動 2. 8. 1：民間企業が湿地に影響を与える事業を展開する際に、湿地の属性や機能そして価値をより深く認識することを促す。

- ・世界的目標：今後3年間で、民間企業とのパートナーシップで行う取組をさらに段階的に拡大していく。また、条約事務局は効果的で革新的なアプローチをとったいくつかについては文書にし、ケーススタディとして人々が入手できるようにする。COP8までに100ヶ国以上の締約国で湿地保全に民間企業の支援を得るようにすること。

－貴国において、民間企業が湿地の特性、機能や価値の認識を深めるための特別な努力を行っていますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、その内容を記述して下さい。

・シギ・チドリ類やガンカモ類の全国モニタリング調査、自然環境保全基礎調査等の実施、調査結果の広報により、民間セクターを含む各種の事業主体が湿地の特質についてより深く認識するよう奨励した。

・ラムサール条約の概念と、湿地の保全と適正利用についての普及啓発を促すために、各種のシンポジウムの開催及び主な登録湿地における水鳥湿地センターの整備を進めた。

－また、それらの努力は成功しましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、なぜですか？ 該当なし

－「はい」の場合、どうやってその成功を判断しましたか？管理やモニタリングへの資金支援あるいは積極的関与？ラムサールの適正な利用原則の適用によって？その他の基準によって？

民間団体による湿地の保全管理、普及啓発に関する民間企業の積極的関与。一例として、有明海周辺地域における湿地環境教育事業への民間企業の支援などが実施されている。また、宍道湖では、民間団体により湖畔の水田の買い上げ、湿地の再生が行われた。

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

民間企業が、湿地の属性や機能そして価値をより深く認識することを促すとともに、湿地保全活動への支援を奨励する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

行動 2. 8. 2：民間企業が湿地に影響を与える開発事業を展開する際に、適正利用ガイドラインを適用するように奨励する。

- ・世界的目標：今後3年間で、適正な利用を促進する上で、奨励措置を活用することを本条約の下での優先事項の一つとする。COP8までの目標は、50ヶ国以上の国が自国の奨励措置についての見直しを完了させていることである。

－貴国政府は、「湿地の保全と適正な利用を奨励する措置を特定し促進する、また逆にその妨げとなる措置を特定し除去するための、既存のもしくは作成中の政策的、法的、制度的枠組み」（決議VII, 15）の見直しを完成しましたか？（はい/いいえ）

はい・いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 全般的な見直しに時間がかかるため、一部についてのみ情報の取りまとめを実施している。

－「はい」の場合、「湿地の適正な利用を促進するよう、またその逆の効果を持つ誘因が存在する場合にはそれを特定し除去するように計画された奨励措置」（決議Ⅶ. 15）の導入のためにとった行動について記述して下さい。

- ・1998年に特定非営利活動促進法が公布され、これを通じて自然環境保全を含むボランティア活動の実施が促進されている。

- ・湿地を含む生態系に係る再生の実施を推進するため、自然再生事業を創設した。(2002年)

- ・新たな取組ではないものの、湿地を含む自然環境の保全に関係する奨励措置として、以下の措置等が講じられている。

- 基金等による助成：平成5年より環境事業団地球環境基金では、民間団体の環境保全活動への資金の助成やその他の支援を行っており、その一部として湿地の保全と賢明な利用の関する事業も実施されている。

- 自然環境の保全のために指定されている国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域等では、所有者に対する固定資産税が免じられているほか、土地所有者の希望があれば、土地の買い上げを行うことが出来るとする制度などが設けられている。

－また、これらの行動は効果的でしたか？（はい/いいえ） はい

－「いいえ」の場合、それはなぜですか？ 該当なし

－「はい」の場合、どのような効果であったかを記述して下さい。

助成事業等により湿地の保全及び適正利用に関する活動が実施され、成果を得た。

－さらに、「はい」の場合、決議Ⅶ. 15では、その経験と教訓を事務局に提供することによりお互いに共有するよう求めています、それは実行されましたか？

（はい/いいえ）

いいえ

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

賢明な利用を促進するための奨励措置について、湿地保全上の効果、財政上の負担等を総合的に考えて適切な活用を検討する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

行動2. 8. 3：民間企業に湿地管理者とパートナーシップを結び、湿地の生態学的特徴をモニタリングするよう奨励する。

- ・世界的目標：この行動は今後の3年間でさらに促進される。

－2. 7. 2に関連して、民間企業がモニタリングに参加することを奨励する何らかの努力がなされましたか？（はい/いいえ）

いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

活動の優先度が低いため。

－「はい」の場合、その努力の内容について記述して下さい。

－そして、それらは如何にして成功しましたか？

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

民間企業が湿地管理者とのパートナーシップのもとに湿地のモニタリング活動を支援するよう奨励する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

ラムサール戦略計画 総合目標3：世界中の総てのレベルで、湿地と機能の価値の認識を高める。

実施目標3. 1：協力機関や他の機関と協力し、各国の教育及び普及啓発プログラムを促進するために企画された、湿地及びその機能と価値に関する国際的な「教育・普及啓発」プログラムの実施を支持し支援する。

行動3. 1. 2：地域の教育・普及啓発活動のニーズの特定と、実現のための資源を開発するための優先事項の確認に参加する。

－貴国は地域EPAが必要とする事項の特定及び、情報・教育資源の開発のための優先事項の確立のために何らかの行動をとりましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

－「はい」の場合、その詳細を記述して下さい。また、適当であれば、ラムサール事務局にサンプルを送って下さい。

EPAに関する国際ワークショップの開催(1999)

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

地域の各国及び関係機関と協力し、教育・普及啓発活動のニーズの特定及び優先事項の確認に参加する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動3. 1. 3：各国の教育・普及啓発プログラムを支援するための国際的な情報資料の開発を支援する。

－貴国は、国際的な湿地広報普及啓発教育プログラム(CEPA)の情報材料の開発の支援について何らかの行動をとりましたか？（はい/いいえ）

はい

－「はい」の場合、その詳細を記述して下さい。また、適当であれば、そのサンプルを事務局に提供して下さい。

・湿地に関する普及啓発用の写真集"Wetlands"の作成、配布

・米国シギ・チドリ類姉妹校プロジェクト教育教材の日本語版の作成、配布

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

各国の教育・普及啓発プログラムを支援するための国際的な情報資料の開発の支援に努める。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動3. 1. 4：湿地教育センターや教育者の間で、情報、知識、技術の交換を促進する国際的プログラムを支援する。たとえば、国際湿地保全連合の教育普及啓発作業部会、地球河川環境教育ネットワーク、湿地リンクインターナショナルなどである。

－貴国は湿地教育センター及び教育者の間の情報、知識及び技術の移転を促進するための何らかの国際プログラムを支援しましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、その詳細を記述して下さい。

国際湿地保全連合への加盟を通じた活動支援

－貴国は、湿地リンク国際イニシアティブ（決議VII. 9）について特に支援をしていますか？
（はい/いいえ）

いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 支援の可能性を検討している。

－「はい」の場合、その詳細を記述して下さい。 該当なし

－また、どの湿地センター、博物館、動物園、植物園、水族館及び教育環境センターが現在イニシアティブに参加しているのかを記載して下さい。 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

情報、知識、技術の交換を促進する国際的プログラムを可能な場合支援する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

実施目標 3. 2：湿地に関するEPA国別プログラムの策定と実施の促進を図ること。このプログラムは、主要な政策決定者、湿地周辺の住民、その他の利用者及び国民を含む広範囲の人々を対象とするものである。

行動 3. 2. 1：政府機関やNGO,そして国内向けの教育・普及啓発プログラムを開発できるようなその他の機関とのパートナーシップを奨励する。

・世界的目標：COP8までに、湿地広報教育普及啓発のために、締約国政府と非政府組織それぞれのラムサール担当窓口のグローバルネットワーク構想を実現し、すべての締約国において国の普及啓発プログラムの促進と実行に効果的に機能すること。「普及啓発プログラム」を実施するための条約事務局の能力強化のために資源を確保すること。

－貴国政府は、ラムサール事務局に対し1999年12月31日までに、湿地CEPA（決議VII. 9）に係る政府及び非政府の担当窓口を通知しましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－貴国は、「湿地に関する広報教育普及啓発分野の国内の需要、能力、機会の見直しを行い、これに基づいて国際的、地域的、国内的、地元でのニーズを検討する優先事項のための国別CEPA行動計画を作成するための、適切に構成された特別部会（他にラムサール国内委員会等の適切な組織がない場合には）」（決議VII. 9）を設立しましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

－「はい」の場合、その特別部会に参加している組織、省庁等の詳細を記述して下さい。

環境省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、国際湿地保全連合日本委員会（事務局）、国内専門家

－また、国別CEPA行動計画は、2000年12月31日までに作成されましたか？
（はい/いいえ）

いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

現在作業中であり、2002年10月完成予定。

－「はい」の場合、計画は効果的に実行されていますか？（はい/いいえ） 該当なし

- －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし
- －「はい」の場合、最も優先度の高い対象グループは何ですか？また、主要な活動は何ですか？ 該当なし
- －さらに、その写しをラムサール事務局に提供しましたか？（はい/いいえ） 該当なし
- －国内における行動と目標に関する提言の内容：

COP8までに国別行動計画を策定し、実行にうつすこと。
- －これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動3. 2. 3：湿地の現場に教育センターを設置するよう奨励する。

- ・世界的目標：COP8までに、条約の原則を推進するために150以上の活発な教育センター及び類似の場所を設置し、総ての締約国に少なくとも一つのセンターが設置されているようにすること。

- －貴国は湿地における教育センターの設置を促進していますか？（はい/いいえ）

はい
- －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし
- －「はい」の場合、どのようにして成功したのですか？

ラムサール登録湿地をはじめ、国立公園や国設鳥獣保護区内の主要な湿地において、政府、地方自治体及び民間団体がビジターセンター・湿地センターの整備・運営を実施している。
- －また、いくつのセンターが存在しますか？どの湿地において？

総てのセンターに関する情報は収集していないが、ラムサール湿地その他の主要な湿地において、環境省及び関係自治体により整備された15箇所のセンターが存在していると認識。（ウトナイ湖、クッチャロ湖、霧多布、厚岸・別寒別牛湿原、釧路湿原（2箇所）、伊豆沼・内沼（3箇所）、谷津干潟、佐潟、片野鴨池、琵琶湖、尾瀬沼（2箇所））
- －いくつのセンターが整備中ですか？どの湿地において？

2ヵ所（漫湖及びウトナイ湖）
- －いくつのセンターが計画されていますか？どの湿地において？

なし
- －センターを有する湿地のうちいくつが、湿地リンクインターナショナルに参加していますか？

なし
- －国内における行動と目標に関する提言の内容：

総てのラムサール湿地において、湿地に関するビジターのための教育センターを持つよう努め、また奨励する。
- －これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動3. 2. 4：博物館、動物園、植物園、水族館、そして環境教育センターとともに、学校教育外で湿地についての教育・普及啓発を支えるような展示やプログラムの開発を奨励する。

- －貴国の総ての博物館、動物園等の類似施設は、非公式に湿地CEPAを支援するための展示やプログラムを持っていますか？

いくつかの施設において
- －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

該当なし
- －いくつかの施設で実施されている場合、その数及び種別について記述して下さい。

全国の関連施設に関する総合的な情報は収集していないが、ラムサール湿地等においては、ビジターセンターや湿地・水鳥センターが全国で15ヶ所存在し、湿地の価値や機能等について普及啓発するための展示等を有している。
- －「はい」の場合、その施設の数はいくつですか？また、そのうちいくつが湿地リンクインタ

ーナショナルに参加していますか？ 該当なし

ー国内における行動と目標に関する提言の内容：

全国の湿地・水鳥センターやビジターセンター等において、学校教育外で湿地についての教育、普及啓発活動を支えるような展示やプログラムの開発を奨励する。

ーこれらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動3. 2. 5：高等教育そして専門的な研修コースを含め、教育の総てのレベルの教育課程に湿地に関連した単元を組み込むよう奨励する。

・COP8までに、100ヶ国を超える締約国で湿地問題が教育課程に組み込まれているようになること。

ー貴国では、教育課程において、湿地に関する単位がありますか？

回答なし

ー「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

全国における状況については総合的に情報を収集していないため不明であるが、一部の施設において、渡り鳥や湿地に関する教材やプログラムが利用されている。

ー部分的に実施されている場合、その詳細を記述して下さい。

・環境省では、世界自然保護基金ジャパンとの協力のもとに、米国内務省魚類・野生生物局が開発したシギ・チドリ類環境教育教材をわが国で普及するための事業を2000年より開始した。現在、関係団体の協力を得て、千葉県習志野市、沖縄県那覇市などにおいて小学校の教育課程における教材及びプログラムの実施・活用を図っているほか、他のシギ・チドリ類渡来地における学校の教育課程での実施を支援していく予定。

ー「はい」の場合、適正利用情報センターでの活用のため、ラムサール事務局にその教材を提供しましたか？（はい/いいえ） いいえ

ー国内における行動と目標に関する提言の内容：

教育課程における湿地及び渡り鳥の保全に関するプログラムの実施をNGOを含む関係機関と連携のもとに支援、奨励すること。

ーこれらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

実施目標3. 3：ラムサール条約の広報活動を改善する。また、条約とその広範な適用を一段と促進すること及び湿地の価値と機能に対する意識を高めることのできる「条約広報戦略」を策定する。

行動3. 3. 1：条約事務局の広報活動、特に地域そして国内広報ネットワークの創出とその機能に関する活動を見直し新しい資料と技術の利用を開発し、既存の資料を改訂する。

ー貴国政府は、事務局の普及啓発プログラム実施能力を向上させるため、何らかの自主的な支援を行いましたか？（はい/いいえ）

いいえ

ー「はい」の場合、その詳細を記述して下さい。 該当なし

ー国内における行動と目標に関する提言の内容：

関係する行政機関、NGO等と連携しつつ、ラムサール条約の国内広報活動を実施する。

ーこれらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動 3. 3. 4：締約国、常設委員会委員、科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関等を結びつける、電子メールネットワークと電子掲示板・メーリングリストを作成し維持するために、電子通信業者の支援を求める。

- ・世界的目標：COP8までに、条約のインターネット上のサイトのための協賛者を見つけ、すべての締約国がインターネットにアクセスでき、ラムサールのホームページでフランス語とスペイン語がさらに活用されるようになり、300人に及ぶ登録湿地管理者が条約事務局と、また管理者間で、インターネットを通信手段として活用できるようにすること。

ーラムサール湿地管理者のために、貴国政府は、インターネットによるリンクを提供するための行動を実施しましたか？（はい/いいえ）

はい

ー「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

ー「はい」の場合、いくつのラムサール湿地管理者がインターネットに接続可能ですか？

11箇所

ーまた、どの湿地がそのような設備を保有していますか？

すべての登録湿地

ー国内における行動と目標に関する提言の内容：

湿地管理者によるインターネットの利用と情報の共有、通信を促進及び奨励する。

ーこれらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

ラムサール戦略計画 総合目標 4：湿地の保全と適正利用を達成するため、各締約国の関係機関職員の能力向上を図る。

実施目標 4. 1：湿地の保護と賢明な利用をなすよう、締約国（特に発展途上国）内機関の能力を向上させる。

行動 4. 1. 1：湿地の保全と適正な利用に責任を持つ、国内の既存の担当機関を見直す。

ー貴国では、湿地の保全と適正利用に責任を持つ国内の既存の担当機関を調査し、条約履行当局に任命された機関は、各担当機関が拡大しつつある条約に対する期待を支える力量を確保されましたか？（はい/いいえ）

はい

ー「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

ー「はい」の場合、調査の結論や結果を説明してください（4. 1. 2も参照）

2001年1月に行われた省庁再編を踏まえて、既存の担当機関のレビューを行い、ラムサール条約国内委員会の再編成を行った。この結果、環境庁が環境省と変更され、国土庁、運輸省、建設省、北海道開発庁が統合されて、国土交通省となった。

なお、本条約の管理当局においては、仕事量に対し担当者の人員不足がみられるため、作業の効率化、連携、分担の見直し等が必要。

ー提案された国内における行動と目標：

湿地の保全と適正利用に責任を持つ、国内の既存の担当機関を必要に応じ見直す。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動4. 1. 2：そのような見直しに基づき、以下のような方策を特定し実施に移す。

- ・各機関の間の協働及び協力を増強する。・これらの機関の継続的な活動を促進する
- ・これらの機関に、適切な研修を受けた職員を適切な数だけ配置する。
- ・世界的目標：COP8までに、総ての締約国に調整機構が出来あがっていること。具体的には、100ヶ国以上の締約国で政府とNGOの代表で構成される国内ラムサール委員会が出来ること。さらに、COP8までに、COP7で国内ラムサール委員会を有していると報告した締約国のすべてが、その効果についての評価を実施していること。（決議VII・27）

－（8. 1. 9も参照）貴国には、ラムサール国内委員会またはそれに類する組織がありますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、その組織は、適当な省庁からの代表、政府外専門家、利害関係者など、管轄を超えた構成になっていますか？（はい/いいえ）

はい

－委員会の構成メンバー：外務省、文化庁、農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省、環境省、ラムサール登録湿地関係道県・市町村代表、国際湿地保全連合日本委員会

－委員会の有効性の評価がなされたことがありますか？（はい/いいえ）

いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 今後の実施を予定。

－「はい」の場合、委員会は有効であると評価されましたか？（はい/いいえ） 該当なし

－「いいえ」の場合、その理由： 該当なし

（国際条約の実行における連携については、7. 2. 1も参照）

－提案された国内における行動と目標：

国内ラムサール委員会（ラムサール条約推進国内連絡会議）を継続して運営し、必要に応じてその構成や有効性を見直しを行うこと。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

実施目標4. 2：特に途上国において、湿地の保全と賢明な利用に関わる機関及び個人にとって必要な研修内容を特定する。また研修後に必要となる活動を実施する。

行動4. 2. 1：「賢明な利用のガイドライン」を実施する際に必要な研修とその対象者を、国、都道府県、そして地方レベルで特定する。

- ・世界的目標：COP8までに、75ヶ国以上の締約国が研修の必要性に関する分析を終えていること。

－必要な研修内容の調査は行われましたか？（はい/いいえ）

はい・いいえ

－「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？

総合的な調査については時間がかかるため実施していないが、野生生物保護をはじめ、湿地保全に関連する一部の分野については、必要な研修内容の特定を行っている。

－「はい」の場合、調査の結果は今後行われる研修内容の優先度を決めるために活用されましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由： 該当なし

－「はい」の場合、それはどのようになされましたか？

環境省で実施している環境研修、国際協力事業団の実施する生物多様性及び湿地保全研修等の企画実施にあたり活用した。

－さらに、このことは国内の研修にどのような影響を与えましたか？

研修内容の改訂

－提案された国内における行動と目標：

湿地の保全と賢明な利用のために必要な研修内容を特定するとともに企画実施すること。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動4. 2. 2：湿地の保全と適正利用のために不可欠な分野で、現在行われている研修機会を特定する。

・世界的目標：COP8までに、75以上の締約国で研修機会の検討が完了していること。

－貴国では、国内の研修機会の調査を完了しましたか？（はい/いいえ）

はい・いいえ

－「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？

全体的な調査については時間がかかるため実施していないが、一部について情報を収集している。

－「はい」の場合、調査の結果は今後行われる研修内容の優先度を決めるために活用されましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その理由：該当なし

－「はい」の場合、それはどのようになされましたか？ 環境研修の企画立案等に利用した。

－さらに、このことは国内の研修にどのような影響を与えましたか？ 研修内容の改訂

－研修の機会に関する情報を、湿地管理者の研修機会のディレクトリーに掲載するために、ラムサール条約事務局に提供しましたか（4. 2. 3も参照）？（はい/いいえ）

いいえ

－提案された国内における行動と目標：研修機会の調査、情報の収集と提供を行う。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動4. 2. 3：賢明な利用ガイドラインの実施に関連し、あらゆる地域において適用できるよう、…の分野の専門的な単位を含んだ、新しい研修活動と一般的な研修用単位を開発する。

・世界的目標：条約に定められた、重要な湿地管理者研修の新規取組に着手すること。できれば条約の国際団体パートナーとのパートナーシップで実施する。この新規取組はこれらの新しい研修ツールを推進し、生かすことができるものである。

－必要な研修内容と研修機会の調査結果に基づいて、貴国では、新たな研修活動やモジュールを作りましたか？（はい/いいえ）

いいえ

－「はい」の場合、詳細を説明してください。 該当なし

－さらに、この研修活動およびモジュールに関する情報を、湿地管理者の研修機会のディレクトリーに掲載するために、ラムサール条約事務局に提供しましたか（4. 2. 2も参照）？
（はい/いいえ） 該当なし

－提案された国内における行動と目標：湿地管理者研修の実施に関する現在の取組を継続する。
－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動4. 2. 4：以下のことを通して、管理者研修の機会を提供する：実地研修のための職員の交流、特定の登録湿地における試験的な研修講座の開講、登録湿地に湿地管理者研修用の施設を設置、世界各国にある湿地管理者向け研修講座についての情報を入手し広める。

- ・世界的目標：上記4.2.3参照。また、アジア太平洋地域、東欧、アフリカ地域において「未来の湿地イニシアティブ」をはじめめるための資源を援助国や利害関係を持つ締約国に求めること。

（4. 2. 1、 4. 2. 2、 4. 2. 3参照）

－湿地管理者を交換して現地で研修を提供しましたか？（はい/いいえ）
はい

内容を説明してください：

北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークの活動の一部として、環境省、釧路市、日本野鳥の会等の主催により、2002年2-3月に釧路市において中国、ロシア、モンゴル、韓国のツル類生息地管理者の参加を得て研修ワークショップが開催された。

－特定のラムサール登録湿地でパイロット研修を湿地管理者対象に提供しましたか？
（はい/いいえ） はい

内容を説明してください：

国際協力事業団では、釧路湿原等において発展途上国を対象とした湿地管理及び生物多様性保全に関する研修コースを実施している。

－ラムサール登録湿地に研修施設を用意して湿地管理者の研修を提供しましたか？
（はい/いいえ） いいえ

内容を説明してください：

－湿地管理者用の研修についての情報を収集・普及することにより、研修を提供しましたか？
（はい/いいえ） はい

内容を説明してください

上述の研修コースの実施について各国への情報提供、普及を行っている。

－世界のどこかで、Wetlands for the Future形式のプログラムの設立に協力しましたか？
（はい/いいえ） いいえ

－「はい」の場合、詳細を説明してください。 該当なし

－提案された国内における行動と目標：湿地管理者研修実施に関する現在の取組を継続する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動4. 2. 6：湿地の保全と適正な利用について、また、南・南間の協力（途上国間の協力）についての、情報、技術的援助や助言、専門知識の交流を図る。

（2. 3. 1、 2. 3. 2、 4. 2. 1～4参照）

－貴国は、途上国間の協力であると考えられる湿地の保全と適正な利用のための情報、技術的援助や助言、専門知識の交換に焦点を当てた活動を実施しましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、詳細を説明してください。

わが国が支援しているアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の活動の一部として、途上

国間の協力、情報交換等が含まれている。

－提案された国内における行動と目標：

特に、アジア・太平洋地域諸国との間で、湿地の保全と賢明な利用についての情報、技術的援助や助言、専門知識の交流を推進する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

ラムサール戦略計画 総合目標5：総てのラムサール登録湿地の保全を確実なものとする。

実施目標5. 1：ラムサール登録湿地の生態学的特徴を維持する。

行動5. 1. 1：COP6で採択された「生態学的特徴の実用上の定義」に照らし合わせた、登録湿地の生態学的特徴を維持するために必要な、的確な方策を見極めて実行に移す。

・世界的目標：COP8までに、各締約国は登録している湿地の少なくとも半数の湿地の生態学的特徴を維持するのに必要な方策を明確にすること。

－貴国では、ラムサール登録湿地の生態学的特徴を維持するために要求される対策は記録されていますか？（はい/いいえ）

いいえ

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

生態学的特徴を維持するために必要な対策の一部について記録されているほか、現在順次策定を進めている湿地管理計画においても、そのような記述を盛りこむよう努めている。

－「はい」の場合、この記録は、登録湿地の管理計画やそれに関連した行動の一環として作成されたものですか？（はい/いいえ）

該当なし

－さらに、その書類は、ラムサール条約事務局に提出されていますか？（はい/いいえ）

該当なし

－提案された国内における行動と目標：

ラムサール登録湿地の生態学的特徴を維持するための対策を記録し、実行に移すよう努める。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及びその他の関係省庁

行動5. 1. 2：変化する可能性の有る生態学的特徴を特定するために、地域社会及びその他の利害関係者から意見を聞き、関係者による湿地の定期的な内部検討を実施する。そして、対応措置をとり必要な場合にはその湿地のモントルーレコード登録を申請する。

・世界的目標：COP8までの期間に、条約のツールとしてモントルーレコードの適用と効用を促進すること。それは、レコードから既に湿地を削除することに成功したいくつかの国の成功例の報告書を配布したり、出版することによって達成する。

（2. 7. 2、2. 8. 3も参照）

－ラムサール登録湿地の生態学的特徴を変える可能性のある要因について、定期的に内部調査をしていますか？（はい/いいえ）

はい

- －「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？ 該当なし
- －「はい」の場合、調査により生態学的特徴に変化が起こったまたは起こる可能性があると思われる状況はありましたか？（はい/いいえ）

はい

- －「はい」の場合、それは何箇所についてですか、どの登録湿地ですか、どのような対策が講じられましたか？

8ヶ所

1) 琵琶湖

- ①変化の状況：魚食性鳥類相及び魚類相の変化
- ②対策：現況調査及び個体数の管理

2) 伊豆沼・内沼

- ①変化の状況：ガンカモ類の種構成の変化、給餌や生活雑排水の流入による水質汚濁、抽水植物群落や沈水性水草の減少
- ②対策：伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画を策定し、関係者からなる委員会の意見を聴きつつ、計画に基づく対策を実施。
(沼外給餌地の設置、下水道の整備、マコモ等の植栽)

3) 片野鴨池

- ①変化の状況：周辺の水田の減少及び乾田化の進行、カモ類を中心とする渡り鳥の渡来数減少、ヨシ等の繁茂と植物遺体の堆積、ブラックバス、アライグマ等移入生物による在来生物への悪影響
- ②対策：乾燥化、陸地化に対処するため、生息環境や採餌環境改善調査、鴨池周辺水田復元事業を実施。

4) 釧路湿原

- ①変化の状況：ハンノキ林の分布拡大
- ②対策：湿原生態系の主要な環境因子（指標生物、地下水位等）によるモニタリング、湿原生態系の保全・回復を目的とした技術的手法の確立のための調査の実施

5) 佐潟

- ①変化の状況：ヨシ・マコモ等大型抽水植物の繁茂による植物種の多様性の減少、ガン・カモ類の渡来数の増加
- ②新潟市が2000年に佐潟周辺自然環境保全計画を策定し、潟の浅底化対策等を実施。

6) ウトナイ湖

- ①変化の状況：土砂流入による水深と開水面の減少、水中窒素の増加、アライグマの移入
- ②対策：対策について検討中

7) 谷津干潟

- ①変化の状況：底質の砂質化の進行、干潟面でのアオサ増加、シギ・チドリ類及び底生生物の減少
- ②対策：関係行政機関が構成する協議会において、生態学的変化に関する調査を実施しており、対策を検討中。

8) クッチャロ湖

- ①変化の状況：入り込み者の増加による周囲の湿性植物の生育環境の悪化
- ②対策：表土安定等の植生回復措置、入り込み者への普及啓発等の保全推進措置を実施

- －さらに、生態学的特徴に変化が認められるまたはその可能性がある登録湿地は、モントルー・レコードに掲載されましたか？（はい/いいえ）

いいえ

- －「いいえ」の場合、モントルー・レコードに掲載されなかったのはなぜですか？
対応措置を検討中あるいは実施中であることから。

－提案された国内における行動と目標：

登録湿地のモニタリングを行うとともに、結果を踏まえ必要に応じて対応措置を検討、実施する。
－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省、その他の関係省庁及び関係自治体

行動5. 1. 3：モントルー・レコードを見直し定期的に改訂する。

－貴国がモントルー・レコードに掲載されている登録湿地を持ち、ラムサール助言ミッション（Ramsar Advisory Mission, RAM）が訪問した締約国である場合、RAMが提案した活動は全て取りかかれていますか？（はい/いいえ）

該当なし

（以下の設問省略）

実施目標5. 2：条約の「管理計画策定ガイドライン」に沿ったかたちで、また、地域社会と他の利害関係者の参加を強調しつつ、すべての登録湿地に対して湿地管理計画を策定し、実行に移す。

行動5. 2. 3：地域住民や他の利害関係者から意見を聞いた上で、いくつかの湿地において試験的にプログラムをはじめ、COP8までに各締約国の登録湿地の少なくとも半数で確実に、管理計画かそれに代わる機構が準備中あるいは実施に移されているようにする。

・世界的目標：COP8までに各締約国に有る登録湿地の少なくとも4分の3の湿地が管理計画を持っている、あるいは策定中であるという状態になること。また、総ての締約国がその計画の完全な実施を約束すること。

－貴国のすべての登録湿地で管理計画が策定されていますか？（はい/いいえ）

はい/いいえ

－「いいえ」の場合、何箇所管理計画が策定されておらず、それはどの登録湿地ですか？

わが国では、すべての登録湿地が国立・国定公園の特別地域及び（あるいは）国設鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。これらの地域では、湿地の保護管理は、自然公園の公園計画あるいは鳥獣保護区の設定計画に基づき行われている。自然公園(11登録湿地のうち4湿地)においては、利用・保護計画のほかに、管理計画が策定されている。なお、これらの計画は、条約の「管理計画策定ガイドライン」に従って策定されたものではない。

現在、ラムサール登録湿地を含む国設鳥獣保護区においては、順次鳥獣保護区マスタープランを設定することとしており、ラムサール湿地では1箇所(谷津干潟)において策定した。今後、マスタープランの設定にあたり、「管理計画策定ガイドライン」の適用可能性について検討していく予定である。

なお、その他に、関係自治体により、登録湿地に係る保全管理計画が策定されている事例もある。

－管理計画を策定中の登録湿地がある場合は、その名前をお知らせください。 2ヶ所のラムサール湿地（クッチャロ湖、片野鴨池）において、国設鳥獣保護区のマスタープランを策定中。

－管理計画がある登録湿地のうち、計画が完全に実施されているのはどこですか？ すべて

－管理計画が策定されていない、または完全に実施されていない登録湿地において、その理由は何ですか？

国設鳥獣保護区の保護管理のためのマスタープランが未策定の登録湿地について、今後、

順次計画を策定していく予定。

－提案された国内における行動と目標：

すべてのラムサール登録湿地において、保護及び管理に関する計画を策定し、適切に実施すること。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動5. 2. 4：広い面積を持つ登録湿地、湿地保護区、その他の湿地について、ゾーニングのための手段を確立し、実施に移すことを促す。（釧路会議勧告5.3）

－ゾーニングがなされている登録湿地では、登録湿地外の湿地では許可される行為を規制していますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、それはどの登録湿地ですか？

すべて

－さらに、ゾーニングは有効な管理手法だといえますか？

はい

－ゾーニングに関する情報を、適正利用情報センターに盛り込まれるようにラムサール条約事務局に提供しましたか？（はい/いいえ）

いいえ

－提案された国内における行動と目標：

ラムサール登録湿地について適切なゾーニングを含む保全管理を実施する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動5. 2. 5：登録湿地はその他の湿地の中でも、特に環境変化の影響を受けやすく、また面積も小さなもの、あるいはそのいずれかのものは、厳正な保護措置の確立、そしてその実施を促進する。

・世界的目標：COP8で検討するために、規模が小さく、また環境変化の影響を受けやすい、あるいはそのいずれかの湿地において、どのように厳正な保護措置が実施されているかに関する詳細な情報を提供すること。

－厳しい保護措置が適用されている登録湿地では、他の湿地では許可される行為を規制していますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、それはどの登録湿地ですか？

釧路湿原（釧路湿原の一部は、国立公園の特別保護地区に指定されており、工作物の設置や土地の形状変更などに加えて、動植物の採取（捕獲）、損傷等の行為が厳しく規制されている。）

－さらに、厳しい保護措置は有効な管理手法だといえますか？

はい。

－厳しい保護措置に関する情報を、適正利用情報センターに盛り込まれるようにラムサール条約事務局に提供しましたか？（はい/いいえ）

いいえ

－提案された国内における行動と目標：

規模が小さく、かつ／または、特に環境変化の影響を受けやすいラムサール登録湿地において、必要に応じ厳正な保護措置を実施する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

実施目標 5. 3：承認された標準書式に従い、国際的に重要な登録湿地に関する情報を定期的に入手し更新する。

行動 5. 3. 1：湿地登録の指定が完了した際に、標準書式として承認された「ラムサール登録湿地情報票」に従うかたちで、ラムサールのデータベースに対し締約国は登録湿地の完全な地図と記載を提出する。また、管理計画策定と生態的特徴のモニタリングに用いられるのに十分な詳細情報を提供する。

・ **世界的目標**：1999年末までに、すべてのラムサール登録湿地の適切な記載と地図が提出されていること。

－貴国がCOP 7 決議VII.12に、ラムサール登録湿地情報票を、条約で使われる3言語の1つで、所定の書式に従い、適当な地図を添付して提出していないと指摘されている締約国であるなら、ラムサール登録湿地情報票は完成しましたか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？

総ての登録湿地について、所定の書式に従った情報票を作成し、提出すること。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

実施目標 5. 4：急速な発展を遂げる情報通信技術と足並みをそろえるために、ラムサールデータベースの内容及び構造、そしてハードウェアとソフトウェアを常に見直す。

行動 5. 4. 4：ラムサールデータベースと互換性のある国内湿地データベースの各国での構築を支援し、情報交換と交流ができるよう共通の企画を開発すること。

・ **世界的目標**：COP8までに、世界全域からアクセス可能な国内湿地データベースを50ヶ国以上の締約国が作成し終わっていること。

－貴国には、国内湿地のデータベースがありますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？

－「はい」の場合、そのデータベースは全ての省庁や利害関係者が参照・活用できますか？（はい/いいえ） はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－データベースはインターネットからアクセスできますか？（はい/いいえ） はい

－「はい」の場合、詳細を知らせてください。

・ 環境省インターネット自然研究所ホームページ「重要湿地500」

<http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/>（日本語のみ）

・ 国土交通省国土地理院 湿地分布情報 <http://www1.gsi.go.jp/ch2www/marsh/>

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

－データベースはCD-ROMで入手可能ですか？（はい/いいえ） いいえ

－「はい」の場合、詳細を知らせてください。

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

重要湿地500のデータベースについて、今年中の作成配布を予定している。

ー提案された国内における行動と目標：

国内湿地データベースを作成し、インターネット上で公開する。

ーこれらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省及び国土交通省

ラムサール戦略計画 総合目標6：条約の選定基準に合致する湿地、特にまだ十分登録されていない湿地タイプ、そして国境にまたがる湿地を登録する。

実施目標6. 1：ラムサール登録湿地の選定基準に合致する湿地を特定し、登録を十分に考慮する。

行動6. 1. 1：登録湿地候補地を特定した地域の湿地目録を作成、定期的に改訂、そして広く配布する。

(6. 1. 2、 6. 2. 1も参照)

ー貴国には、ラムサール登録湿地になり得る湿地のディレクトリーまたはそれに類するリストがありますか？ (はい/いいえ)

はい

ー「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？ 該当なし

ー「はい」の場合、それはいつ作成されましたか。

2001年12月

ーまた、それは「国際的に重要な湿地のリスト作成に関する戦略的枠組みとガイドライン」を考慮に入れて作成されましたか？ (はい/いいえ)

はい

ー貴国では、何箇所がラムサール登録湿地の候補として選ばれていますか？

500ヶ所の湿地が上述の国内重要湿地目録に含まれており、湿地のタイプ毎に代表的な湿地が選定されている。このうち、ラムサール登録湿地の候補地については検討中である。

ー提案された国内における行動と目標：

国内での重要湿地目録を作成、広く配布する。また、ラムサール登録湿地候補地の抽出について、個別にラムサール湿地としての指定の必要性を検討し、対応する。

ーこれらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動6. 1. 2：各締約国の領土内において、登録湿地の候補となる国際的に重要な湿地、そして都道府県や地方レベルで重要な湿地を特定した、国内科学的湿地目録を作成、改訂し、配布を行う。

・世界的目標：COP8までに、50ヶ国以上の国が国内湿地目録を完成させること。また、世界全域からアクセス可能なデータベースに蓄積させること。

ー貴国には、総合的な湿地のインベントリー（6. 1. 1の重要湿地のリストとは異なる）がありますか？ (はい/いいえ) いいえ

ー「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

国レベルで重要な湿地を特定した目録の作成を先行させたため。

- －貴国の一部のみににおいてインベントリーが作成されている場合は、それがどの地域であるかを知らせてください。 該当なし
- さらに、国全体についてのインベントリーは、いつ頃までに完成する見込みですか？
- －全国版インベントリーがすでに完成している場合は、それはいつ完成しましたか？ 該当なし
- －さらに、その情報は利害関係者や世界からアクセスできるようになっていますか？ 該当なし（はい/いいえ）
- －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし
- －全国版若しくは準全国版インベントリーは、条約事務局に提供されていますか（もしインターネットでアクセスできない場合）？（はい/いいえ） 該当なし
- －提案された国内における行動と目標：
 - 国内の重要湿地について目録を作成、管理し、データベースとして蓄積すること。
- －これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動6. 1. 4：水鳥と他の分類群の個体群の大きさに関する情報を国際湿地保全連合とIUCNが更新する際にこれを支援し、これらの情報を登録湿地候補地を特定するために用いる。

- －貴国では、定期的に水鳥の個体数に関するデータを集めていますか？（はい/いいえ）
 - はい
 - －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし
 - －「はい」の場合、その情報は国際湿地保全連合に提供されていますか？（はい/いいえ）
 - はい
 - －「いいえ」の場合、なぜですか？ 該当なし
- －提案された国内における行動と目標：
 - 定期的に水鳥の個体数に関するデータを収集し、必要に応じて国際湿地保全連合に提供する。
- －これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

実施目標6. 2：地球規模または国内で、特にこれまであまり登録されていない湿地タイプに関して、国際的に重要な湿地のリストへの登録湿地の面積を増やす。

行動6. 2. 1：ラムサール条約の下での各地域および各締約国において、代表的な湿地タイプがすべて湿地登録されているようにするため、新たに締約国になった国家による湿地登録、そして既に締約国となっている国家、特に途上国における追加登録を促進して、登録湿地の面積が増えるようはからう。

- ・世界的目標：戦略的枠組みの中で提案されているように、「国際的に重要な湿地のリスト」の短期的目標は、そこに提唱されている体系的な方法に基づいて、2005年に開催されるCOP9までに登録総数を2000ヶ所にまで増やすこと。さらにCOP8までに少なくとも20ヶ国の締約国が、国内の登録湿地選択においてこの体系的方法を採用していること。

（6. 1. 1、 6. 1. 2、 6. 2. 3も参照）

- －貴国は、ラムサール登録湿地に加えるべき湿地を計画的に選定していますか（戦略的枠組みにあるように）？（はい/いいえ）
 - はい
 - －「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし
 - －「はい」の場合、湿地のタイプ別に代表例を指定することを考慮していますか？

(はい/いいえ)

はい

—「いいえ」の場合、なぜですか？ 該当なし

—「はい」の場合、湿地のタイプ別に代表例を指定するに至りましたか？ (はい/いいえ)

いいえ

—提案された国内における行動と目標：

決議VII.11附属書に示された世界的目標及び戦略的枠組みを考慮に入れ、2005年のCOP9までに国内の登録湿地数を現時点（11ヶ所）の2倍に増やすこと。

—これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動6. 2. 3：適切な場合には、特にサゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地といった、これまであまり登録湿地として指定されていない湿地タイプが新規登録されるよう優先的に注意を払う。

・世界的目標：決議VII・11に長期的目標が定められている。これに基づいて、湿地タイプ別の短期的目標が定められる。

(6. 2. 1より)

—現在の登録湿地では十分に代表されていない湿地タイプが貴国の領土にある場合、登録に適した箇所を選定することに特別な配慮がなされていますか？ (はい/いいえ)

はい

—「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

—「はい」の場合、次の湿地タイプの選定がその中に含まれていましたか？

・サンゴ礁 (はい/いいえ) はい

・マングローブ林 (はい/いいえ) はい

・藻場 (はい/いいえ) はい

・泥炭地帯 (はい/いいえ) はい

・潮間湿地 (はい/いいえ) はい

—提案された国内における行動と目標：

2005年のCOP9までに、各湿地タイプの代表的な事例を登録湿地として指定するよう努めること。

—これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動6. 2. 4：現状では国内法で特別な保護指定を受けていない湿地を保全し賢明に利用するための措置を講じる第一歩として、それらの湿地の新規登録に特に目を向ける。

・世界的目標：総ての締約国がこの方法を検討し、人間による集中的な利用の対象となっている湿地の長期的な保全と賢明な利用を確実にすること。

—貴国では、以前は保護施策が講じられていなかった湿地をラムサール条約に登録したことがありますか。

いいえ

—「いいえ」の場合、その実施を阻害しているものは何ですか？

わが国では、国内法での保護策を講じたのちに新規登録を行っている。

—「はい」の場合、詳細を説明してください。

—さらに、このような登録を継続する計画はありますか？ (はい/いいえ) 該当なし

—「いいえ」の場合、なぜですか？ 該当なし

—「はい」の場合、詳細をお知らせください。 該当なし

—提案された国内における行動と目標：なし

—これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

行動6. 2. 5：国境をまたぐ湿地の登録を、優先事項として検討する。

該当なし
(以下の設問省略)

ラムサール戦略計画 総合目標7：他の条約や政府又はNGO機関と協力して、湿地の保全及び賢明な利用のための国際協力と財源確保を促進する。

実施目標7. 1：複数の国家によって共有される湿地と集水域を管理するために、国際的または地域的に必要となる事項を特定し、それらに共通するアプローチを開発し、実施する。

行動7. 1. 1：国境をまたぐ国際的に重要な湿地を特定し、「集水域アプローチ」（勧告5.3）を用いてこれらの地域の協同計画を準備し実施するよう促す。

行動7. 1. 2：国境をまたぐ湿地、あるいは似通った特性を持つ湿地の姉妹湿地提携を促進し、成功例を国際協力の利点を具体的に提示するために用いる。

- ・世界的目標：COP8までに、姉妹湿地の提携が100以上になること。条約事務局は、どの湿地が姉妹湿地であるかの記録をつけ、それを条約のインターネットのサイト上で公表する。

－貴国には、他の締約国の登録湿地と姉妹湿地提携を結んでいる登録湿地がありますか？

(はい／いいえ)

はい

－「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、いくつの姉妹湿地提携があり、どの登録湿地が関係しているを知らせてください。

2 姉妹湿地提携

①「釧路湿原・厚岸湖・別寒別牛湿原・霧多布湿原(日本)」と「クーラガング湿地及びその周辺湿地(豪州)」

②「谷津干潟(日本)」と「ブーンドル湿地(豪州)」

－姉妹湿地提携には、以下の同意が含まれていますか？

- ・情報資源の共用 (はい／いいえ) はい
- ・財政資源の譲渡 (はい／いいえ) いいえ
- ・人的交流 (はい／いいえ) はい
- ・その他活動がある場合は、説明してください。
 - ・渡り鳥・湿地に関する調査・共同研究の促進
 - ・ラムサール条約の普及啓発

－提案された国内における行動と目標：登録湿地間の姉妹湿地提携を促進する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：

環境省及びラムサール条約登録湿地関係自治体

実施目標 7. 2: 湿地に生息する生物種や湿地問題に関係した、共通の目的や目標の達成を推進するために、ラムサール条約と他の国際的・地域的な環境条約あるいは機関とのつながりを強化し、正式なものとする。

行動 7. 2. 1: 情報交換や協力を促進するために、関係する条約との協議に参加し、あるいは新たな協議を提唱し、共同行動をとれる分野を開発する。

— 貴国が調印している国際的、地域的条約等の相互調整・統合のための、省庁間委員会のような仕組みがありますか？（はい／いいえ）

いいえ

— 「いいえ」の場合、その理由は何ですか？

わが国においては、ラムサール条約と関連する各種条約との間の相互調整・統合のための省庁間委員会は有していないが、外交当局である外務省地球環境課において、環境関連条約を一括して所掌しているほか、ラムサール条約に関連する関係省庁において、必要に応じ、各省庁内の関連条約担当部局と協議がおこなわれている。

また、生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略に関する省庁間連絡会議が設置され、生物多様性保全に係る連携・調整が図られている。

— 「はい」の場合、その仕組みと関係する条約等について説明してください。 該当なし

— その仕組みは、有効的ですか？（はい／いいえ） 該当なし

— 「いいえ」の場合、なぜですか？ 該当なし

— 「はい」の場合、内容を説明してください。 該当なし

— 提案された国内における行動と目標：

関係する条約との協議に参加し、情報交換や協力を促進する。

— これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 外務省

行動 7. 2. 2: 他の条約及び国際団体パートナーと一緒にプロジェクト案を準備し、支援を得られるかもしれない援助機関に共同で提出する。

— ラムサール条約の実行を支援することを主な目的とする援助機関にプロジェクト案が準備され提出されたことがありますか。（はい／いいえ）

はい

— 「いいえ」の場合、その理由は何ですか？ 該当なし

— 「はい」の場合、そのような案は、予算獲得に成功しましたか？（「はい」、「いいえ」ともに、内容を説明してください）

はい。

アジア湿地目録の作成に関する提案を国際湿地保全連合とともに作成提出し、DGISからの資金支援を得ることとなった。

なお、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進にかかるGEFプロジェクト案について、豪州政府及び国際湿地保全連合とともに検討作成したが、不採択であった。

— 提案された国内における行動と目標：

ラムサール条約の決議及び勧告に関連するプロジェクトについて、提案の立案、国際援助機関への提出、採択を支援する。

— これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 環境省

行動 7. 2. 3：生物多様性条約との協力と協同を強化する。特に、国家生物多様性戦略に湿地への配慮を盛り込むこと、湿地に影響を与える作業計画の策定と実施に関して強化する。

- ・ **世界的目標**：共同作業計画が完全に実施され、それが国際国内及び地方のレベルで、両条約が協力して実施したものとなること。

－ラムサール条約と生物多様性条約が共同で取り組む優先分野を設置する共同作業計画の調査が完了していますか？（はい／いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、それは何故ですか？

－「はい」の場合、何がラムサール条約と生物多様性条約の協力のための分野として選ばれましたか？

- ・ 重要湿地、インベントリー及び湿地管理
- ・ 国家戦略、法制度

－提案された国内における行動と目標：

生物多様性保全国家戦略の一部として、国家湿地政策を策定し、湿地への配慮を盛り込むとともに適切な履行をはかる。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称：環境省

実施目標 7. 3：開発援助コミュニティと多国籍企業が、途上国や市場経済移行国において、例えば「適正な利用ガイドライン」などの、改善された湿地管理のやり方を確実に踏襲するようにする。

行動 7. 3. 2：多国間及び二国間開発機構、更に多国籍企業と共に、湿地の価値と機能を十分に認識するための活動において協力し、OECDの開発援助委員会により出版された「熱帯と亜熱帯の湿地保全と持続的な利用を改善するための援助機関用ガイドライン」を考慮に入れて、湿地保全と賢明な利用が促進されるように、それら機関と企業の活動を改善することを支援する。

（この項目は主に条約事務局に関することであるが、締約国が関係する事項もある。）

－多国間援助機関：貴国の政府は、多国間援助機関の管理主体または科学的助言主体、または地球環境ファシリティ (GEF) に加わっていますか？

はい

－「はい」の場合、メンバーの個人・省庁は、ラムサール条約締約国としての義務と戦略計画や締約国会議の決議の関係する内容について説明を受けていますか？（はい／いいえ）

はい

－これについての追加コメント：なし

行動 7. 3. 3：途上国がラムサール条約の下での責務を果たせるようにするため、二国間の開発プログラムを通じて、また多国間開発援助機関との相互協力によって支援を行い、実施された活動及びその結果を報告する（釧路会議勧告 5. 5）。

（7. 4. 2 から 7. 4. 6 を参照）

－提案された国内の活動と目標：

途上国がラムサール条約の下での責務を果たせるようにするため、二国間の開発プログラムを通じて、また多国間開発援助機関との相互協力によって支援を行い、実施された活動及びその結果を報告するよう努める。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 外務省及び環境省

実施目標 7. 4：特に、途上国及び市場経済移行国のために、条約のもとでの責務を履行するための資金を確保する。

行動 7. 4. 1：各締約国は、湿地の保全と賢明な利用のために予算を割り当てる。

－貴国政府は、湿地の保全及び賢明な利用に関する活動のための資金を配分していますか？
(はい/いいえ)

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害するものは何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、

・それは湿地プログラムへの資金と別ですか？ (はい/いいえ) はい

・環境全般に関する配分予算の一部ですか？ (はい/いいえ) はい

・多くの省庁によって実施されているプログラムの一部ですか？ (はい/いいえ) いいえ

－また、これらの資金の支出について優先順位の決定及び調整を行うのはどのようなメカニズムですか？

各省庁において優先順位の決定、調整を行う。

－それは、国家湿地政策、生物多様性計画、流域計画等に関連していますか？ (はい/いいえ)
その詳細を記述して下さい。

はい

生物多様性保全国家戦略との連携のもとに実施している。

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

湿地の保全と賢明な利用のために必要な予算の確保に努める。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 外務省、環境省ほか関係省庁

行動 7. 4. 2：開発援助機関が資金提供する開発計画の中に、湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトを含め、それら援助機関が各締約国のラムサール担当省庁との協議を確実に行うようにする。

・ **世界的目標：**この傾向が段階的に拡大していき、総ての適格な締約国がCOP8までに各種の主要湿地関連プロジェクトに援助機関から支援を受けるようになること。特に、この支援が適切だと考えられれば、以下の優先分野に対して拠出されること。それらの分野とは、制作策定、法的及び制度的検証、目録と評価、ラムサール登録湿地の指定と管理、研修と通信である。奨励

－貴国が二国間の開発支援プログラムを有している場合、定期的に湿地に関連したプロジェクトに資金を配分していますか？ (はい/いいえ)

いいえ

－「いいえ」の場合、その実施を阻害するものは何ですか？

わが国は基本的に被援助国からの要請に基づき、多面的に評価の上、優良案件と判断されるものについて協力を行っている。但し、わが国は、湿地の保全を含む環境関連分野での協力を重視しており、ラムサール条約関連案件として、1998年度から2000年度にお

いて有償資金協力を5件、技術協力を延べ126件実施した。

また、援助実施機関が環境配慮ガイドラインを定め、プロジェクトの実施に当たり環境配慮を行っている。有償資金協力の実施機関である国際協力銀行（JBIC）のガイドラインは、プロジェクトのスクリーニング基準を含め、必要に応じて環境アセスメントの実施を義務付けるとともに、主要なセクターに対しチェックリストを設け、審査すべき項目とその解説を示している。技術協力を担当する国際協力事業団（JICA）のガイドラインは、主として開発調査における環境影響評価に関するスクリーニング・スコーピングの指針として利用されている。

- －「はい」の場合、その事業は十分に湿地の環境、社会及び経済的価値を考慮しながら影響評価の手続きをとることとされていますか？（はい/いいえ） 該当なし
- －「いいえ」の場合、それはなぜですか？ 該当なし
- －「はい」の場合、そのプロジェクトのスクリーニング及び評価段階において、ラムサール条約実施当局は協議を受けていますか？（はい/いいえ） 該当なし
- －「いいえ」の場合、それはなぜですか？ 該当なし
- －また、国際協力について、開発援助当局が、ラムサール条約の義務を十分に考慮することを確保するような正式な協議プロセスが存在しますか？（はい/いいえ）
はい
- －「いいえ」の場合、それはなぜですか？ 該当なし
- －「はい」の場合、その内容を記述して下さい。
ラムサール条約の国内管理当局である環境省等の政府機関と援助実施機関との間で協議が行われている。
- －国内における行動と目標に関する提言の内容：
ラムサール条約関連プロジェクトの実施にあたり、引き続き援助実施機関とラムサール条約関連省庁との間で協議・調整を図っていく。
- －これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 外務省及び環境省

ラムサール戦略計画 総合目標8：条約にとって必要な制度上の仕組みと人的財政的資源を供給する。

実施戦略8. 2：ラムサール条約の実施に必要な資金資源を提供すること。

行動8. 2. 1：条約の基本予算に対する拠出金が請求された際には、これを全額各年のほじまりに速やかに支払うものとする。

- ・世界的目標：この3年の間に、総ての締約国が総ての支払いを完全に期限内に済ませること。常設委員会は未払いに対する罰則についての提案をCOP8で検討するために作成準備すること。（決議VII・8）

- －貴国は、完全に条約の分担金を拠出していますか？（はい/いいえ） はい
- －「いいえ」の場合、その実施を阻害するものは何ですか？ 該当なし
- －国内における行動と目標に関する提言の内容：
条約の分担金をわが国会計年度に則り、遅滞なく拠出すること。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 外務省

実施戦略 8. 3：国際団体パートナーと協力する利点を最大化する。

行動 8. 3. 1：国際団体パートナーとの共同で計画する仕組みを強化し、職員の出向を含め連絡と情報交換を向上させる。

－貴国の国内ラムサール委員会（又は類似の組織）には、条約の公式な国際パートナー（バードライフインターナショナル、IUCN、WWF、国際湿地保全連合）の代表が含まれていますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害するものは何ですか？ 該当なし

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

国内ラムサール委員会をはじめとする湿地保全に関する活動を通じて、国際団体パートナーとの連携協力を促進し、連絡と情報交換を向上する。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 環境省

実施戦略 8. 4：湿地保全と賢明な利用のためのラムサール少規模無償基金のため、最低年間100万米ドルを確保し、そしてこれら資金を効果的に配分する。

行動 8. 4. 1：COP6後の最初の公式な常設委員会で承認し、すぐ実行に移すことが出来るよう、ラムサール小規模無償基金のため最低年間100万米ドルを確保するための戦略を策定する。

・世界的目標：ラムサール小規模無償基金のために年間100万米ドルを確保する仕組みを設置する。(決議VII.28)

－貴国は、少額無償基金を支援するため、追加的な自主貢献を行っていますか？（はい/いいえ）

はい

－「いいえ」の場合、その実施を阻害するものは何ですか？ 該当なし

－「はい」の場合、それは定期的な貢献ですか？それとも不定期ですか？

不定期な貢献である。なお、わが国としては、途上国におけるキャパシティー・ビルディング等を目的とした小規模無償基金の重要性を認識しており、本件拠出を毎年実施できるよう努めていく方針である。

－国内における行動と目標に関する提言の内容：

小規模無償基金への拠出を毎年実施できるよう努めていく。

－これらの行動について責任を有する省庁あるいは組織の名称： 外務省